平成２３年（フ）第１００号
愛媛県四国中央市土居町土居231番地２、前住所愛媛県新居浜市中村松木１丁目10番46号
債務者　津村　賢太
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１０１号
愛媛県四国中央市川之江町余木665番地２
債務者　合田　房枝
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１０４号
愛媛県四国中央市金田町金川599番地の５
債務者　信藤千枝子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１１０号
愛媛県新居浜市泉池町11番48号
債務者　武野　信幸
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字畔屋47番地
債務者　駄場　茂明
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２４号
高知県須崎市大間本町９番18号
債務者　濱口　明英
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第３０３号
大分市南鶴崎３丁目２番10号　パレ・ドール鶴崎Ⅱ605
債務者　倉本　麻衣
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３０９号
大分市大字岡川406番地の42
債務者　小早川敦子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２４号
大分市千代町４丁目１番25号　プレミール小野203
債務者　橋本真紀絵
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
宮崎県串間市大字大平5310番地
債務者　高原えり子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
鹿児島県鹿児島市魚見町138番地13　ティアラＵＯＭＩ101号
債務者　下本地　哲
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市下田町1129番地
債務者　平田ともみ
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３号
沖縄県国頭郡本部町字浜元221番地　ブルースカイ浜元１―103
債務者　大城久美子（旧姓仲程）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３７号
沖縄県国頭郡金武町字金武4208番地の１町営住宅浜田団地Ｂ棟401号
債務者　河上　利広
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３９号
沖縄県名護市字為又1194番地１豊里マンション１―Ｌ
債務者　平良　京子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４０号
沖縄県国頭郡今帰仁村字上運天1175番地
債務者　祖堅　方淳
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４２号
沖縄県名護市字伊差川906番地　県営伊差川団地２棟103号
債務者　米須　正宏
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所名護支部